平成27年度　第3回東区協議会次第

日時：平成27年6月29日（月）午後1時30分から

会場：東部保健福祉センター

1　開会

2　会長あいさつ

3　議事

（1）協議事項について

ア　平成27年度地域力向上事業について（追加案件）　【区振興課】

イ　平成27年度浜松市東区市民活動表彰について　【区振興課】

（2）報告事項

区協議会からの意見付き答申への対応状況について　【市民協働・地域政策課】

（3）地域課題について

東区協議会委員会報告について

4　その他

（1）その他

（2）7月の開催予定　平成27年7月29日（水）午後1時30分から

会場　東区役所　3階　31、32会議室

8月の開催予定　平成27年8月　　日（　）午　　時　分から

会場　東区役所　3階　31、32会議室

5　閉会

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">平成 27 年度地域力向上事業について（追加案件）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。

○市民提案による住みよい地域づくり助成事業
団体の提案の基づき、市が公益上の必要性を認め、団体が自主的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業

○区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

○区課題解決事業
区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">東区</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">○助成事業１件の意見聴取</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>東区・区振興課</td><td>担当者</td><td>鈴木勝久・小杉</td><td>電話</td><td>424-0115</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成２７年度地域力向上事業提案内容

区　分	予算額	交付決定済額	残　額	追加補助金額（希望額）
助成事業	3,800,000 円	3,599,000 円	201,000 円	72,000 円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容		概算事業費	補助金額（希望額）	実施回数	区行政推進会議検討結果
8	地域若者コミュニティづくり事業 ～和太鼓に触れて～	笠井町の未来を考える会	・笠井町に在住の若者（30～50 歳代）が中心となり、地域イベントを企画・実施し、地域に根付いた若者のコミュニティをつくることで、自分達の住む笠井町の未来を考え行動する機会とする。 ・和太鼓の演奏を通じて、地域住民に、日本の伝統芸能に触れる機会をつくる。 　また、笠井小児童及び笠井中生徒は、高校生の迫力ある演奏に触れることで素晴らしい経験をし、伝統を継承していく人材が育つ。 ・演奏会を機に、更なる笠井町と笠井地区内の他町との交流の場を作ることができる。	内容	◇笠井町に在住の若者のコミュニティづくり ・参加者の募集 ・イベントの企画・実施 ◇和太鼓の演奏会 ・天竜高等学校和太鼓部による和太鼓演奏会の開催	145,360 円	72,000 円	1 (1)	【採用（実施予定事業候補）】 ・地域の若者が中心となってイベントの企画実施を行い、地域住民に日本の伝統文化に触れる機会をつくる事業である。 ・地域と北遠の天竜高等学校との交流を行う事業であり新しい試みである。 ・また、更なる笠井町と笠井地区内の他町との交流の場をつくる内容であるため、地域コミュニティづくり事業及び文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業である。 ＜補助率＞　50％以内
				時期	平成 27 年 7 月 15 日～平成 27 年 9 月 30 日				
				場所	笠井地区				

第１号様式（第６条関係）

事業提案書

平成27年 6月12　日

（あて先）浜松市長

所　在　地　　**********

団体の名称　　笠井町の未来を考える会

代表者氏名　　**********

連絡先　TEL　　**********

次のとおり、事業を提案します。

事業名	地域若者コミュニティづくり事業 ～和太鼓に触れて～
実施時期	平成27年7月15日（水）～　平成27年9月30日（水）
実施場所	笠井地区
概算事業費	145,360円
事業の目的	＊何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入 笠井町に在住の若者（30～50歳代）が中心となり、地域イベントを企画・実施し、地域に根付いた若者のコミュニティをつくることで、自分達の住む笠井町の未来を考え行動する機会とする。 また、今年度においては、和太鼓の演奏を通じて、日本の伝統芸能に触れることが少ない子ども達やその親世代（30～50歳代）には触れる機会を、お年寄りには昔を懐かしみ楽しんでもらう機会をつくる。
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	＊内容がわかる詳細資料を別途添付 1）笠井町に在住の若者のコミュニティづくり ・参加者の募集 ・イベントの企画・実施 2）和太鼓の演奏会 ・天竜高等学校の和太鼓部による和太鼓演奏会の開催 ※県内において高等学校の部活として日本芸能を学ぶところは少ない
事業効果	＊その事業に取り組むことによって、区民がどのような効果を受けるか。 1）イベントの企画から実施まで町内の若者が中心となることで、若者達が地域に接する機会が増えることにより、若者達のコミュニティをつくることができる。 2）演奏会では、笠井小中学校生に参加してもらう。多感なこの時期に高校生による迫力のある太鼓の音は、素晴らしい経験となり、伝統を継承していく人材が育つ。 3）演奏会を機に、更なる笠井町と他町との交流の場を作ることができる。
備　　考	現在、笠井町から天竜高等学校和太鼓部に在籍する生徒が居る

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

１　収入の部　　単位：円

区分	予算額	備考
補助金	72,000	
自己資金	73,360	
計	145,360	

２　支出の部　　単位：円

区分		予算額	備考
報償費		0	
賃金		11,000	マイクロ運転手１人（5,000円） 写真撮影２人（3,000円×2）
旅費		0	
需用費	印刷製本費	45,600	和太鼓演奏会ポスター、パンフレット20,000円 笠井商店会広告4,000円、看板作成21,600円
	消耗品	8,640	記録媒体
	燃料費	2,160	ガソリン代
役務費	郵便料	0	
	保険料	0	
委託料		0	
使用料及び賃借料		77,960	会場使用料、太鼓輸送車 ブルーシート（レンタル）
原材料費			
計		145,360	

第３号様式（第６条関係）

団体の概要書

<table>
<tr><td>団体名</td><td colspan="4">笠井町の未来を考える会</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事務所の所在地</td><td colspan="4">―
**********</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td>**********</td><td>ＦＡＸ</td><td>**********</td></tr>
<tr><td>ホームページ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="4">**********</td></tr>
<tr><td rowspan="4">担当者連絡先</td><td>氏　　名</td><td colspan="3">**********</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="3">**********</td></tr>
<tr><td>Ｆ Ａ Ｘ</td><td colspan="3">**********</td></tr>
<tr><td>Ｅメール</td><td colspan="3">**********</td></tr>
<tr><td>設立年月日</td><td colspan="4">平成２７年　５月　６日</td></tr>
<tr><td>会員数</td><td colspan="4">２０名</td></tr>
<tr><td>団体の目的</td><td colspan="4">・笠井町に在住の若者 30～50 歳代が中心となる会をつくり、自分達の住む笠井町の未来を考え行動する。
・地域で新しい催し物を企画・実施する。
・地域で現存する催し物を企画・実施を受け継ぐ。
・イベントを企画・実施し、地域の年寄り、子供にコミュニケーションの場を増やす。</td></tr>
<tr><td>主な活動内容</td><td colspan="4">・現存する催し物を通して地域長老より活動内容やその歴史背景を学び、未来へ引き継ぐ。
・町内の若者が中心となり地域のお年寄り、子供たちが笑顔になる催し物を企画・実施する。
・この活動を続け、この会を笠井町から笠井地区全体に広げていけるように勧誘活動をする。
・活動を通して他市他町と交流を目指す。</td></tr>
</table>

第９号様式

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">平成２７年度浜松市東区市民活動表彰について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">優れた市民活動を行う団体を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民活動をＰＲする。
・区長賞表彰団体を各区で推薦する。
・推薦にあたっては、区行政推進会議等で審査し、区協議会の意見を聞き決定する。
・区長賞表彰団体は原則１団体とする。
・区長賞表彰団体の中から審査により市長賞表彰団体を決定する。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">東区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">浜松市市民活動表彰（区長賞）の推薦について、区協議会に意見を求めるものです。</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5">平成 27 年 9 月に区長賞表彰団体が決定（予定）</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>区振興課</td><td>担当者</td><td>鈴木　勝久</td><td>電話</td><td>424-0115</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

市民活動団体推薦書

（推薦課名）東区区振興課
（連絡先）053-424-0115
内線 6021

<table>
<tr><td rowspan="3">候補者</td><td>団体名
（グループ名）</td><td colspan="4">（フリガナ）　カバザクラノサトジッコウイインカイ</td></tr>
<tr><td colspan="4">蒲ザクラの里実行委員会</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">**********</td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体
連絡先</td><td>住所</td><td colspan="2">**********</td><td>電話</td><td>**********</td></tr>
<tr><td>メール
アドレス</td><td colspan="2"></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">推薦理由</td><td colspan="4">蒲ザクラは、蒲冠者源範頼にゆかりがあり、平成１８年に蒲地区自治会連合会が蒲地区のシンボル花に定めたものである。
当該団体は、芳川沿いを蒲ザクラの名所とするため、バイオテクノロジーで増殖・育苗した苗木を地域住民の手で植樹するとともに、蒲ザクラを通して人と人の絆や交流を促進することを目的として活動している団体である。
地域のシンボル花を地域住民の手で植樹することで、人と人の交流も活発にする内容であり、地域の特性を活かした事業であるとともに、地域コミュニティづくりにも貢献する事業である。
また、活動を通じて、蒲ザクラ寄贈元の埼玉県北本市との交流も行われている。フォーラムや植樹祭では、北本市の職員による講演が行われた。
今後、イベントの開催や、地域住民の世話を通して成長する過程を話題としながら見守ることで、人々の交流が盛んになること、自然への関心が高まることを期待し、推薦するものである。</td></tr>
</table>

※「市民活動団体推薦書」と併せて別紙、「区長賞選考資料」も必ず提出。

別　紙

区長賞選考資料

(ふりがな) 団体名	かばざくらのさとこっこういいんかい 蒲ザクラの里実行委員会	(ふりがな) 代表者氏名	********
団体設立年月	平成２２年１１月	団体員数	２３人
団体活動目的	蒲冠者源範頼ゆかりの蒲ザクラは蒲地区のシンボル花である。 芳側沿いを蒲ザクラの名所とするため、バイオテクノロジーで増殖・育苗した苗木を地域住民の手で植樹するとともに、蒲ザクラを通して人と人の絆や交流を促進する。		
これまでの 主な活動実績	・浜松市制１００周年記念事業「蒲ザクラフォーラム」開催（平成２３年） ・「蒲ザクラ植樹祭」開催（平成２６年）		

ＰＲしたい活動実績の概要	活動名	蒲ザクラ植樹
	活動期間	平成２２年から現在まで継続中
	活動財源 該当するもの全てに○	行政からの補助金・団体会費・寄附・当該活動により得た収益 その他（　　）
	活動のきっかけ	平成１８年に蒲地区自治会連合会が石戸蒲ザクラ後継樹を蒲地区のシンボル花に定め、平成２２年に浜松市制１００周年に合わせ、当該団体を設立した。
	内　　容	・浜松市農業バイオセンターで石戸蒲ザクラの後継樹からクローンの苗木を育成。（平成２３年～） ・「蒲ザクラ植樹祭」開催 開催日：平成２６年１１月３０日（日） 場　所：サーラプラザ浜松、芳川沿い 内　容：（１）式典・記念講演 （２）蒲ザクラ植樹（２３本）
	成　　果	蒲ザクラ植樹祭において、式典には約２５０人が参加した。また、地域住民（７０人）と蒲小学校児童・丸塚中学校生徒（３０人）が植樹を行い地域の交流が図られた。 また、活動を通じて、蒲ザクラ寄贈元の埼玉県北本市との交流も行われている。植樹祭では、北本市の職員による講演が行われた。
	この活動について更に発展させたいこと	平成２６年から５カ年で１００本の蒲ザクラを植樹する計画であるため、まずはそれを完了させること。そして、イベントや維持・管理活動を通じて地域住民の交流が一層活性化し、将来、蒲ザクラが満開に咲き誇る頃には、市民の憩いの場、桜の名所となることを期待する。
	事業に協力した団体等	行政・企業・ＮＰＯ・学校・市民・その他（　　） 協力の内容 行政：浜松市農業バイオセンターで石戸蒲ザクラの後継樹からクローンの苗木を育成。 学校：蒲小学校児童・丸塚中学校生徒合わせて約３０人が植樹を行った。 市民：地域住民約７０人が植樹を行った。 蒲ザクラの周辺管理を地域住民と協力して行っている。

※　事業実績の概要がわかる資料（活動方針・組織図・取組み内容・会則（規約）・ＰＲ誌・活動風景の写真等）を添付してください。

事業実績書

事業名	蒲ザクラ植樹祭（平成26年11月30日開催）
事業主体名 （共催、後援、協力等）	蒲ザクラの里実行委員会
実施時期	平成26年4月1日（火）　～　平成27年3月31日（火）
実施場所	東区芳川沿い及びサーラプラザ浜松
事業の成果 （内容） （チラシ、プログラム、写真、新聞記事等の参考資料を添付）	＊具体的に記入 ・開会式 ・弊会会長 稲垣邦圓より挨拶 ・鈴木康友 市長より来賓の挨拶 ・他、県議、市議の紹介、挨拶 ・代表者記念植樹 市長をはじめ、関係者で記念植樹をおこなう。 ・鈴木康友 市長、市議会議員 氏原章博 様、朝月雅則 区長 ・はままつフラワーパーク理事長 塚本こなみ 様 ・水下 浩 前会長夫人 水下梅子 様、稲垣邦圓 会長 ※この模様は、当日のNHKローカルニュースで放送された。 ・贈呈式（寄贈式） 蒲ザクラの苗木の目録を進呈 ・北本市生涯学習課、はままつフラワーパーク、浜松労災病院 ・丸塚中学校、蒲幼稚園、蒲協働センター ・記念講演 ・樹木医　塚本こなみ 氏 ・先進地事例 発表・指導 ・北本市　生涯学習課（蒲ザクラゆかりの地） 齊藤成元 氏 ・芳川堤防への植樹作業 ・地域住民、蒲小学校児童、丸塚中学校生徒による植樹 ※午後の部は大半の人が入れ替わっている。（関係者を除く）
備考	・来場者数 約250名（午前の部）、配布資料 残り42部/（300部内） ・中日新聞（11月18日（火）朝刊 16面） ・静岡新聞（12月2日（火）朝刊 18面） ・NHK静岡放送（11月30日の昼、夕方のニュース）

会場風景

代表者６名による記念植樹

北本市　長谷川　様から謝辞

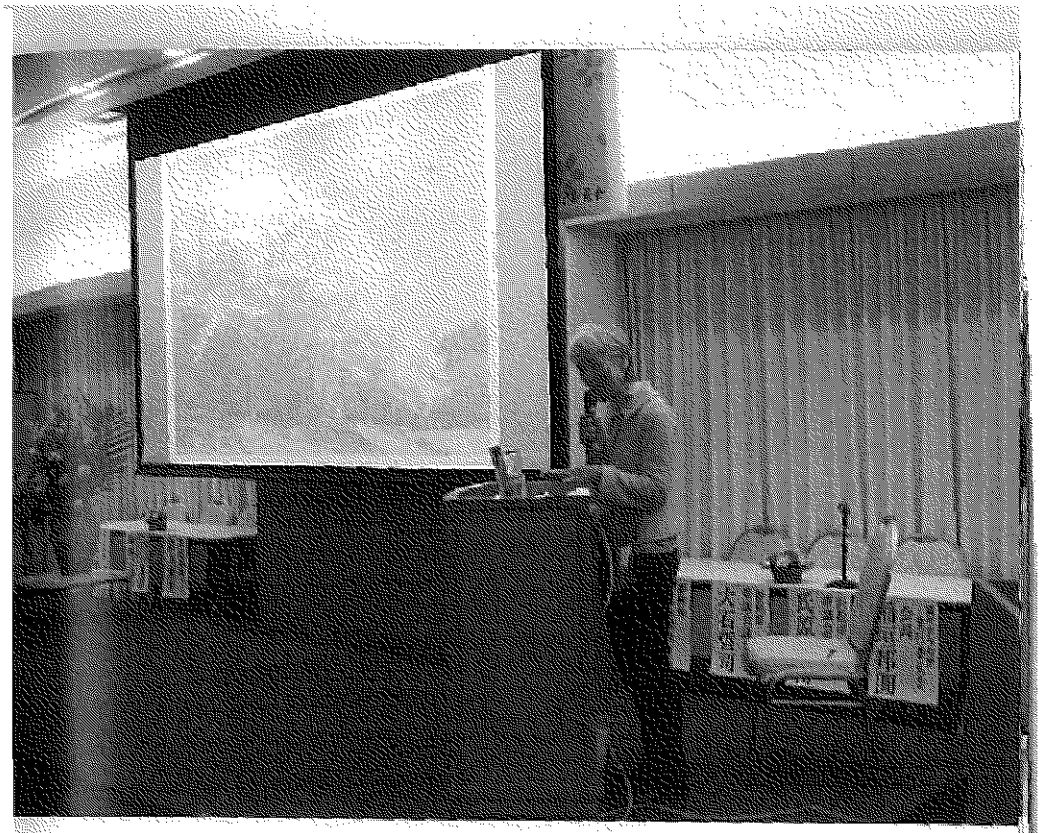

はままつフラワーパーク　塚本理事長の記念講演

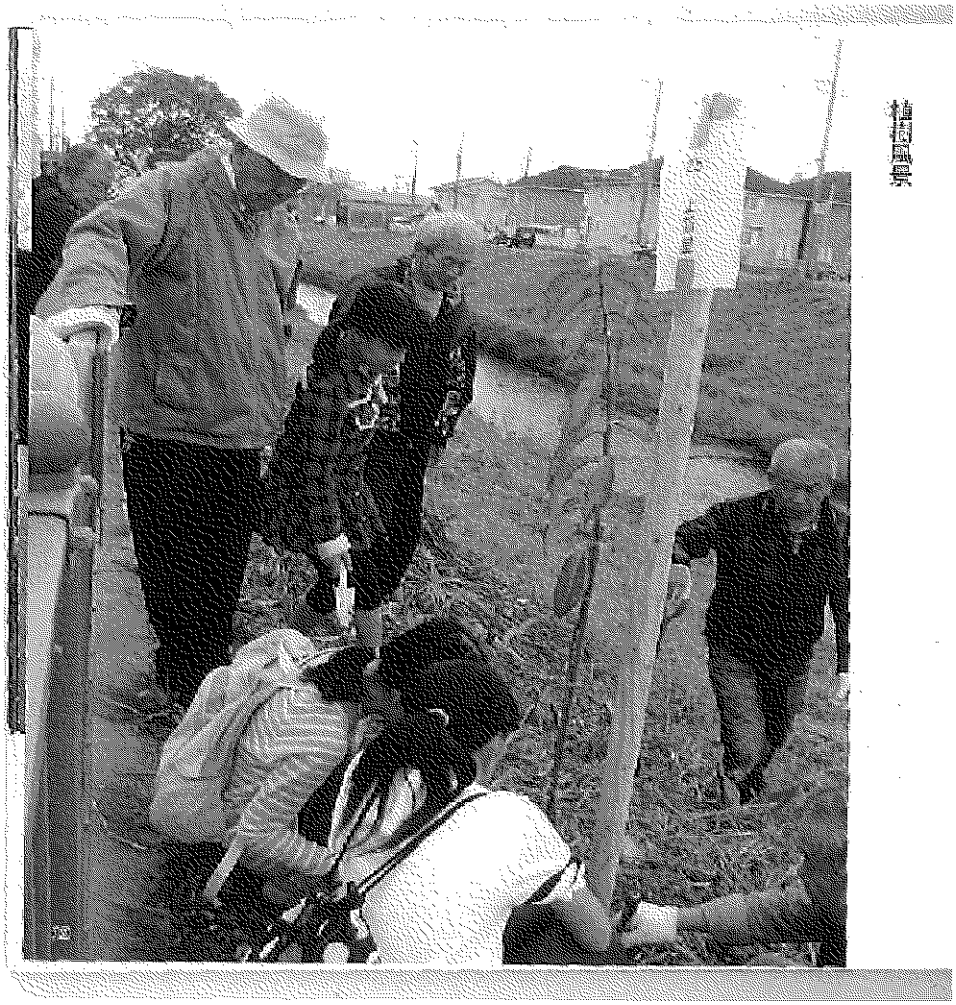

植樹風景

植樹風景　静岡新聞社記者

平成26年11月18日（火）　中日新聞朝刊掲載

蒲ザクラで地域に絆を

東区蒲地区　30日に植樹祭

芳川堤防沿い　苗木23本　植え付け

浜松市東区蒲地区の住民でつくる「蒲ザクラの里実行委員会」は三十日、蒲ザクラ植樹祭を同区西塚町のサーラプラザ浜松で開く。記念式典の後、上西町から神立町までの芳川堤防沿いに苗木二十三本を植樹する。実行委員長の稲垣邦圓・蒲地区自治連合会長は「地域のつながりを深めるきっかけにしたい」と参加を呼びかけている。

蒲ザクラは、浜松市東区と南区にまたがる荘園「蒲御厨」で生まれ、源平合戦で活躍した武将源範頼が、埼玉県北本市に植えたとされる。同市の東光寺に残る樹齢八百年の「石戸蒲ザクラ」は国の天然記念物で、管理する市が組織培養して後継樹を増やしている。

蒲地区では「範頼にまつわる蒲ザクラの名所をつくろう」と、二〇〇四年から六年に北本市から後継樹二十三本を譲り受け、公園や小学校などに植えている。芳川堤防沿いに植える苗木は、蒲小学校に植樹した後継樹から採取した芽を、浜松市農業バイオセンターで培養・育成した。実行委員会では将来的に百本の植樹を計画している。

記念式典は午前十時から、蒲地区内の児童に講演する。入場無料。定員二百人で、会生徒、市の関係者らによるセレモニーに続き、樹木医の塚本こなみ・はままつフラワーパーク理事長が「花とまちづくり」をテーマに講演する。入場無料。定員二百人で、会場で受け付ける。問い合わせは実行委事務局（赤野嘉春）

植樹祭の打ち合わせをする蒲ザクラの里実行委員会メンバーら＝浜松市東区上新屋町の実行委事務局で

源範頼ゆかり 蒲ザクラ植樹

東区 児童ら 芳川沿いに

浜松市東区蒲地区を蒲ザクラの名所にしようと「蒲ザクラ東海一の100本夢プロジェクト」に取り組む蒲ザクラの里実行委員会は30日、同地区で植樹祭を開いた。地元住民が苗木を植え、5年間の植樹計画が本格的に始まった。

蒲ザクラの苗木を植え、成長を願う市立蒲小の児童ら＝浜松市東区の芳川

蒲地区には平安―鎌倉時代の武将源範頼（蒲冠者）の生まれた荘園蒲御厨があったとされる。埼玉県北本市にある樹齢800年の国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」は、範頼が突いたつえが成長したとの伝説があり、その縁で2004年に原木のクローンから育てた後継樹が蒲地区に贈られた。

同プロジェクトは11年に市政施行100周年事業で開始。計画では市立蒲小北側から約2キロの芳川沿道に5年掛けて蒲ザクラ計100本を植え、桜並木にする。同日は実行委や同校児童、丸塚中生らが範頼の生まれ故郷で育った後継樹23本の苗木を15メートル間隔で芳川東側の土手に植えていった。

同実行委の稲垣邦圓会長は「来春は祭りを開く。将来、美しい花が咲き、花見ができるようになれば地域交流も深まる」と話した。植樹祭では、浜松で育った苗木が北本市職員らに贈られた。同市職員は「交流が開始して10年。全国に苗木を贈っているが里帰りは初めて」と喜んだ。

静岡新聞

©静岡新聞社 無断複製転載を禁じます

平成26年度 東区地域力向上事業　蒲ザクラ東海一の100夢プロジェクト

蒲ザクラ植樹祭

主催 蒲ザクラの里実行委員会

プログラム

午前の部

9：30 開場
10：00 開会式
10：20 記念式典
10：40 贈呈式
11：05 記念講演　はままつフラワーパーク　理事長 塚本こなみ 氏
11：45 閉会式

午前の部

13：30 先進地事例 発表・指導　埼玉県北本市　齊藤成元 氏
14：00 植樹作業
15：30 終了

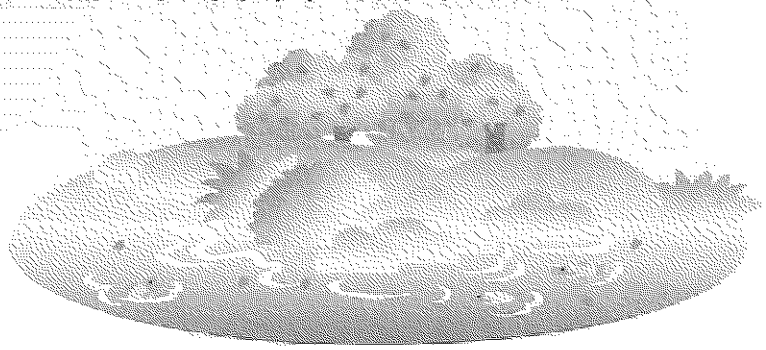

蒲ザクラ

学名: Prunus x media Miyoshi
和名: カバザクラ(蒲桜)
ヤマザクラとエドヒガンザクラの自然交雑種で、バラ科サクラ属に分類される落葉樹。
植物学者の三好 学博士によりつけられた、世界でただ一本の珍種で、花弁の白い可憐な花を咲かせる。
樹齢 約800年
国指定天然記念物(大正11年)

石戸蒲ザクラ後継樹

石戸蒲ザクラ後継樹は、北本市が植物学的に貴重な存在である蒲ザクラを「種の保存」という観点から、次世代の苗木の育成事業をスタートさせ、組織培養というバイオテクノロジーを利用したクローン増殖で、母樹と同じDNAを持つ苗木です。

苗木の育成方法は、従来の接木や挿し木では個体変異を起こしやすく、また天然記念物ゆえに素材の採取が制約されることや、実生の育成では雑種となってしまうことから、「腋芽培養による植物体作出(クローン)」による増殖をすることになりました。

この増殖方法は、組織培養というバイオテクノロジーを利用したクローン増殖で、母樹のからだの一部を培養の材料に用いるため、遺伝的に安定したクローンを作り出すことが可能だと言われています。

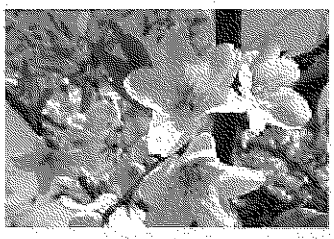

石戸蒲ザクラ後継樹(平成23年(2011)春 撮影)

プロフィール

塚本 こなみ(つかもと こなみ)
はままつフラワーパーク　理事長(公益財団法人 浜松市花みどり振興財団)。日本女性樹木医第一号、環境緑化コンサルタント。「みどりにやさしい街」をつくりたい。を理念とする。平成25年4月より、はままつフラワーパーク理事長に就任し、大胆な手法で改革を進めている。

齊藤 成元(さいとう なりもと)
埼玉県 北本市 教育委員会　生涯学習課 文化財保護担当。平成5年より文化財保護担当。当初より「石戸(いしと)蒲(かば)ザクラ」の樹勢回復などについて携わる。

蒲ザクラの里実行委員会　http://100yume.kabazakura.org/

不許複製　初版 2014-10-17

浜松市市民活動表彰要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民主体のまちづくりの推進を図るため、優れた市民活動を行った団体を表彰する浜松市市民活動表彰について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において「団体」とは、市内で活動する法人その他グループをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

（１）宗教活動を目的とする団体

（２）政治活動を目的とする団体

（３）公序良俗に反する活動を行う団体

（受賞団体の推薦）

第３条　区長は、浜松市市民活動表彰にふさわしいと認められる活動を行った団体を、第６条１項に規定する審査に推薦する。

２　浜松市市民活動表彰の受賞履歴がある活動について、再度推薦することはできない。

（対象事業）

第４条　表彰の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、継続中又は申請する年の前年の４月１日以後に終了した事業をいう。

（１）地域コミュニティづくりに関する事業

（２）安全安心な地域づくりに関する事業

（３）生活改善及び生活環境の向上に関する事業

（４）文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業

（５）健康・福祉の向上に関する事業

（６）地域の特性を活かしたまちづくり事業

（７）その他市長が適当と認める事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動に相当する事業は対象としない。

（１）営利活動

（２）宗教活動

（３）政治活動

（４）公序良俗に反する活動

（部門）

第５条　この要綱により定める賞は、以下の２部門で構成する。

（１）市長賞

（２）区長賞

２　前項第１号に規定する市長賞は、市長が授与する。

３　前項第２号に規定する区長賞は、区長が授与する。

４　市長は必要と認める場合に第１項第１号に規定する市長賞以外の賞を設定し、授与することができる。
５　区長は必要と認める場合に第１項第２号に規定する区長賞以外の賞を設定し、授与することができる。

（審査）
第６条　区長は、第３条の規定により推薦した団体の活動内容について、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成１９年浜松市規則第３３号）第８条に規定する区行政推進会議において審査を行った後、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて区長賞受賞団体を決定する。ただし、別途審査会を設置し区長賞受賞団体を決定する場合はこの限りでない。
２　前項の審査により選出する表彰受賞団体は、１区につき１団体とする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。
３　市長は、第１項の審査によって選出された区長賞受賞団体の活動内容について審査し、市長賞受賞団体を決定する。

附則
この要綱は、平成２５年７月１日から施行する。
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">区協議会からの意見付き答申への対応状況について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">平成２６年度に諮問した案件のうち、意見付きにて答申をいただいた案件について、その対応状況を報告するもの。

H26 答申実績
<table><tr><td></td><td>H26 実績</td><td>意見付き答申</td><td>東区実績</td></tr><tr><td>答申件数</td><td>53 件</td><td>23 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>付帯意見件数</td><td>―</td><td>62 件</td><td>7 件</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">東区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">平成２６年度区協議会諮問案件で、意見・要望付きで答申された事項について、現状を取りまとめましたので、報告いたします。</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>市民協働・地域政策課</td><td>担当者</td><td>千葉一紀</td><td>電話</td><td>４５７－２０９４</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜 市 協 第 ４ ８ 号
平成２７年６月８日

東区協議会　様

浜松市長　鈴木　康友

区協議会からの意見付き答申への対応状況について

平成２６年度区協議会諮問案件で、意見・要望付きで答申された事項について、下記のとおり現状等について報告します。

記

1　浜松市新・総合計画（案）について

30 年後を見据えた計画はすばらしいが、今から 30 年前に計画されている事業が未だ完了していない。この現状を理解していただき、事業に取り組む優先順位を付けるなどして、実現可能な計画にしてほしい。

政策・事業の優先順位付けは重要です。新・総合計画（案）は、基本構想が 30 年、基本計画が 10 年という長期計画としました。このため、今後の市政運営が硬直化することのないよう、基本計画の段階では重要度・優先順位付けについては行わず、実施計画レベルの戦略計画などで社会情勢の変化を考慮しながら、明確にしてまいります。

基本計画に、30 年後に働く力になる子ども達を育てていく環境を整え、活力に溢れた街になるような具体的な取り組みなどを盛り込むことで解りやすくなると思う。

30 年後の主役を担う子どもたちへの教育は非常に重要です。このため、「浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30 年後）」を、「地域の宝として愛情を注がれた子どもたちは、浜松に誇りを持ち、世界を舞台に活躍している」と記述しています。実現に向けた具体的な事業については、毎年策定する戦略計画などで明確にしてまいります。

（企画課）

２　なかよし館の廃止（転用）について

現在、なかよし館を利用している市民に対し、行政サービスの低下とならないように、代替施設の充実や既存施設の改善を要望する

なかよし館の利用者の約８割が乳幼児と保護者であったことから、平成 27 年度は、子育て支援ひろばの実施箇所及び妊婦、親への支援等内容を拡充し、地域の子育て支援機能の充実を図りました。

なかよし館が、放課後児童会として転用されるにあたり、なかよし館の利用者が、午前中の時間帯で利用できるなどの仕組みを十分検討し、実行されるよう要望する。

放課後児童会の利用のない午前中の時間帯での利用については、地域の団体と協議を行い、協力の意向を示していただいた地域の団体と実施に向け調整をしています。

地域住民、施設利用者、施設関係者などに十分な説明を行い、理解と協力を得られる対策を必ず実施してほしい。

自治会及びなかよし館利用者の要望により、転用に関する説明会を行い、理解を得るよう努めました。

本事業をはじめ、関連する業務においてはスピード感をもって事業実施されることを要望する

代替施設の周知等迅速な対応に努めました。

（子育て支援課）

放課後児童会への転用により、施設を利用する子どもや親へのきめ細やかな配慮をするよう要望する。事故や利用者間のトラブルが起きないよう施設利用する子どもや親が安心できる対策を講じてほしい。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基き、利用者である子どもや保護者に対する適切な支援が行われるよう配慮しています。

（教育総務課）

平成26年度区協議会諮問事項一覧表

No.	事務事業名等	諮問の時期	諮問する内容	対象の区協議会 答申							対象の区協議会 意見付き答申							所管課
				中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	
1	なかよし館の廃止(転用)	H26.5	なかよし館の廃止(転用)について	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			子育て支援課
2	第402投票区と第403投票区の統合	H26.6	第402投票区と第403投票区の統合について				○							○				南区選挙管理委員会事務局
3	浜松市佐久間アーチェリーガーデンの廃止	H26.6	浜松市佐久間アーチェリーガーデンの廃止について							○								スポーツ振興課
4	浜松市立都筑幼稚園の閉園	H26.7	浜松市立都筑幼稚園の閉園について					○										教育総務課
5	浜松市立大福寺保育園の廃園	H26.7	浜松市立大福寺保育園の廃園について					○							○			保育課
6	浜松市新・総合計画(案)	H26.8	浜松市新・総合計画(案)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	企画課
7	平成27年度区役所費予算要求の概要	H26.9	平成27年度区役所費予算要求の概要について	○	○	○	○	○	○	○						○		各区振興課
8	雄踏テニスコート管理主体変更	H26.9	雄踏テニスコート管理主体変更について			○												スポーツ振興課
9	浜松市浜北体育館の廃止	H26.9	浜松市浜北体育館の廃止について						○							○		浜北区まちづくり推進課
10	弁天島公園児童プールの廃止	H26.10	弁天島公園児童プールの廃止について			○							○					公園課
11	浜松市佐久間高齢者生きがいセンターの管理主体変更	H26.10	浜松市佐久間高齢者生きがいセンターの管理主体変更について							○								高齢者福祉課
12	浜松市水窪高齢者生きがいセンターの管理主体変更	H26.10	浜松市水窪高齢者生きがいセンターの管理主体変更について							○								高齢者福祉課
13	浜松市龍山老人福祉センターの管理主体変更	H26.10	浜松市龍山老人福祉センターの管理主体変更について							○								高齢者福祉課
14	浜松市龍山介護予防拠点施設雲折桜の家の管理主体変更	H26.10	浜松市龍山介護予防拠点施設雲折桜の家の管理主体変更について							○								高齢者福祉課
15	浜松市農林業振興施設の廃止(管理主体変更)	H26.10	浜松市農林業振興施設の廃止(管理主体変更)について							○								天竜区区振興課
16	浜松市天竜竜川運動場の廃止(管理主体変更)	H26.10	浜松市天竜竜川運動場の廃止(管理主体変更)について							○								スポーツ振興課
17	浜松市天竜下阿多古体育館の廃止	H26.10	浜松市天竜下阿多古体育館の廃止について							○								スポーツ振興課
18	浜松市龍山森林総合利用施設青少年旅行村の廃止	H26.11	浜松市龍山森林総合利用施設青少年旅行村の廃止について							○							○	天竜農林事務所
19	浜松市龍山森林総合利用施設ふるさと村の管理主体変更	H26.11	浜松市龍山森林総合利用施設ふるさと村の管理主体変更について							○								天竜農林事務所
20	浜松市林業研修施設田楽の里の廃止	H26.11	浜松市林業研修施設田楽の里の廃止について							○							○	天竜農林事務所
21	浜松市天竜下阿多古運動場の管理主体変更	H26.11	浜松市天竜下阿多古運動場の管理主体変更について							○								スポーツ振興課
22	浜松市水窪オートキャンプ場の廃止	H26.11	浜松市水窪オートキャンプ場の廃止について							○							○	観光交流課
23	浜松市さくま自然休養村(清流荘・運動広場)の廃止	H26.11	浜松市さくま自然休養村(清流荘・運動広場)の廃止について							○							○	観光交流課
24	浜松市春野自家用有償車両条例(春野ふれあいタクシー事業)の廃止	H26.11	浜松市春野自家用有償車両条例(春野ふれあいタクシー事業)の廃止について							○							○	福祉総務課
25	佐久間集会所施設(15施設)の管理主体変更	H26.11	佐久間集会所施設(15施設)の管理主体変更について							○								市民協働・地域政策課
26	浜松市龍山高齢者コミュニティセンターの管理主体変更	H26.11	浜松市龍山高齢者コミュニティセンターの管理主体変更について							○								市民協働・地域政策課
27	浜松市春野美しい森林むらづくりモデル施設の管理主体変更等	H26.11	浜松市春野美しい森林むらづくりモデル施設の管理主体変更等について							○								市民協働・地域政策課
28	浄化槽設置費補助金交付要綱の見直し	H26.11	浄化槽設置費補助金交付要綱の見直しについて							○								お客様サービス課
29	浜松市コミュニティ防災センターの廃止(管理主体変更)	H26.11	浜松市コミュニティ防災センターの廃止(管理主体変更)について					○										北区・区振興課
30	浜松市引佐コミュニティセンター奥山会館の廃止	H26.11	浜松市引佐コミュニティセンター奥山会館の廃止について					○										北区・まちづくり推進課
31	浜松市立細江湖東公民館の廃止(管理主体変更)	H26.11	浜松市立細江湖東公民館の廃止(管理主体変更)について					○										北区・まちづくり推進課
32	浜松市引佐コミュニティセンター金指会館の廃止(管理主体変更)	H26.11	浜松市引佐コミュニティセンター金指会館の廃止(管理主体変更)について					○										北区・まちづくり推進課
33	浜松市引佐渋川生活改善センターの廃止(管理主体変更)	H26.11	浜松市引佐渋川生活改善センターの廃止(管理主体変更)について					○										北区・まちづくり推進課
34	浜松市奥山グラウンドの廃止(管理主体変更)	H26.11	浜松市奥山グラウンドの廃止(管理主体変更)について					○										北区・まちづくり推進課
35	浜松市引佐基幹集落センターの廃止(管理主体変更)	H26.11	浜松市引佐基幹集落センターの廃止(管理主体変更)について					○										北部農林事務所
36	浜松市東四村農村コミュニティセンターの廃止(管理主体変更)	H26.11	浜松市東四村農村コミュニティセンターの廃止(管理主体変更)について					○										北部農林事務所
37	浜松市立熊切小学校の閉校、浜松市立熊切幼稚園の閉園	H27.1	浜松市立熊切小学校の閉校、浜松市立熊切幼稚園の閉園について							○							○	教育総務課
	平成26年度諮問件数		地域協議会別　諮問数	3	3	5	4	13	3	22	2	2	3	3	3	3	7	
			計	53							23							

H26.7月案件　【全区協】子ども・子育て支援制度に伴う市立幼稚園の再編について(教育総務課)　　廃案

H26.7月案件　【北区協】浜松市立都筑保育園の幼保連携型認定こども園への移行について(保育課)　　廃案